

Q 指定された学校より近くに他の学校があるのですが、希望すれば近くの学校へ通えますか。

A さいたま市では、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しています。このため、児童・生徒の住所地に応じて、指定された学校に通っていただきます。就学先の変更は『就学指定校変更・区域外就学許可基準』に該当する場合には限られますので、『近い学校に通わせたい』という希望だけでは就学先を変更することはできません。

Q 現在通っている学校の通学区域外に引っ越しますが、引き続き今の学校に通えますか。その際の手続きはどうすればいいですか。

A 『就学指定校変更・区域外就学許可基準』に定める申請を行い、転居前に就学している学校に卒業まで通学することができます。この申請は、各区役所区民課または支所にて、住民票異動の手続きの際に併せて行ってください。

なお、この申請が認められるためには『通学方法・経路については学校長の指示に従う』という条件を満たす必要がありますので、転居予定先についてあらかじめ転居前に就学している学校にお伝えいただき、通学方法・経路の指示を受けてください。指示どおりの方法・経路で通学させられない場合は、転居先の学校に転校となります。

Q 特定地域（学校が選べる地域）に住んでいるのですが、変更の手続きはどうするのですか。

A 小学校の場合は、就学前年の7月下旬頃に、学校を選択できることについての案内通知をお送りします。この通知をお近くの区役所区民課へお持ちになって変更手続きをしてください。

中学校の場合は、現在就学中の小学校を通じて11月末から12月頃に進学希望中学校のアンケートを行いますので、そちらに回答をお願いいたします。

Q 国・県・私立学校への入学が決まりましたが何か手続きが必要でしょうか？

A さいたま市立学校へ就学予定だった方が国・県・私立学校に就学することになった場合、保護者は、教育委員会にその旨を届け出なければなりません。

この場合、国・県・私立学校から教育委員会あてとして受け取った「入学を承諾することを証する書面」を、学事課へ提出してください。また、新入学予定の方に対しては、1月下旬にさいたま市立学校の「入学通知書」（ハガキ）を郵送しますので、こちらを受け取った場合は上記の書面と併せて学事課へ提出してください。

提出方法は、直接持参または郵送のいずれでも結構です。